

議案第40号

大口町放課後児童クラブ条例の一部改正について

大口町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年6月1日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口西児童クラブの定員を見直すことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

大口町放課後児童クラブ条例（平成27年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条の表大口西児童クラブの項中「120人」を「160人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町放課後児童クラブ条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
(名称、位置及び定員)			(名称、位置及び定員)		
第3条 略			第3条 略		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
大口南児童クラブ	大口町奈良子三丁目6 7番1 (大口南小学校内)	105 人	大口南児童クラブ	大口町奈良子三丁目6 7番1 (大口南小学校内)	105 人
大口北児童クラブ	大口町中小口三丁目2 58番地 (大口北小学校内)	180 人	大口北児童クラブ	大口町中小口三丁目2 58番地 (大口北小学校内)	180 人
大口西児童クラブ	大口町余野六丁目44 0番地 (大口西小学校内)	<u>160</u> 人	大口西児童クラブ	大口町余野六丁目44 0番地 (大口西小学校内)	<u>120</u> 人

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

大口西児童クラブの利用者増加により、受け入れ可能な児童数の定員を変更することに伴い、関係規定を改正するものです。

2 改正の概要

大口西児童クラブの利用者が増加していることから、現在多目的室として利用している部屋をクラブ室として利用することにより定員数を160人に変更するものです。

3 施行期日

公布の日から施行します。